

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 1 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700578号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700049号

第1 結論

昭和56年4月から昭和58年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和58年6月まで

請求期間当時、私は昭和56年4月から昭和58年3月までの看護学生であった時の奨学金や、それより以前働いていた時の貯蓄から国民年金保険料をA町役場(現在は、B市A出張所)で納付した記憶がある。

しかしながら、請求期間は、国民年金保険料を納付した記録となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続に関する記憶は明確ではないが、はがきか納付する用紙が送られてきたので、A町役場で請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、請求期間当時、国民年金保険料を納付するには、請求者に対して国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、その国民年金番号に基づく納付書が発行されている必要がある。

しかしながら、C郡A町を管轄していたD社会保険事務所(当時)が作成した請求期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者に国民年金番号が払い出された記録はない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に係る国民年金番号を確認することはできない。

したがって、請求期間は国民年金の未加入期間とされていたことから、請求者に対して、請求期間当時に納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。